

電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合の所得金額計算書 記載の手引

所得金額区分計算書の用途等

この所得金額計算書は、地方税法第72条の12に規定する電気供給業とその他の事業を併せて行っている法人が、確定申告書又は修正申告書を提出する際に作成し、申告書と併せて提出してください。
 なお、原則として電気供給業と所得等課税事業(注1)の各事業部門ごとにそれぞれ区分計算(注2)する必要がありますが、区分することが困難である場合は共通として掲載し、売上金額等最も妥当と認められる基準によって電気供給業と所得等課税事業にあん分した額をもって課税標準となる所得金額を算定します。
 ただし、従たる事業が主たる事業に比べて社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもの(注3)である場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を計算して差し支えありません。

- ※注1 発電を行うに際して、副産物として生じるものを販売等する場合には、当該販売等は所得等課税事業となります。
- ※注2 電気供給業を行う法人が、需要者その他の注文によりその事業に関連する施設の工事を行う場合は、当該工事を行う事業は所得等課税事業となります。ただし、その事業の規模及び所得が主たる事業に比して些少であり、付加価値額又は所得を区分して算定することがかえってはんさである場合等は、当該工事に係る収入金額から当該工事のため下請業者等に支出した金額を控除した金額を主たる事業の課税標準である収入金額に含めても差し支えありません。
- ※注3 「軽微なもの」に該当するかはその実態に即して判断することになりますが、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないものとされています。

申告書に添付する書類

- (1) 所得金額計算書
- (2) 所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)
- (3) 収入金額に関する計算書(第6号様式別表6)
- (4) 法人税法施行規則様式別表四の写し、同別表五(二)の写し
- (5) 貸借対照表・損益計算書

◀ 記載方法 ▶

- 1 「電気供給業」と「所得等課税事業」に区分して記載し、「電気供給業」と「所得等課税事業」に区分することが困難である場合は「共通」欄に記載してください。
- 2 科目は、電気事業会計規則(昭和40年6月15日通商産業省令第57号)別表1に基づき記載してください。
- 3 本社の全体的経費(管理部門経費、役員報酬、利息等)は通常共通の経費として扱いますので、「共通」欄に記載してください。
- 4 法人税申告書別表四の税務加減算と法人事業税の加算・減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分してください。
- 5 「電気事業営業費用」、「営業外収益」、「営業外費用」、「税務加算」及び「税務減算」について記載項目が不足する場合は、その内訳書を作成し添付してください。
- 6 「共通の配分」欄は、売上金額等最も妥当と認められる基準によって算定するため、当該計算書は「営業収益」欄(法人税での修正申告において、売上金額の税務加減算があった場合などは、その額を含む。)による「あん分率」による金額を記載してください。
 なお、売上金額以外の「あん分率」を用いる際は、そのあん分率の算定方法と算定に用いた数値が確認できる資料を添付してください。
- 7 「あん分率」は、小数点以下第8位まで算出し、第9位以下は切り捨ててください。
- 8 「共通の配分」欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。